## 22年4月28日(木) 🔥 ヤングケアラーに関する思考 🐧 (その2)

- ○子どもが担う介護、看護、家事、子育ての役割を代替するための必要十分条件
  - (1)ヒト、モノ、カネを供給する法制度(必要条件)
  - ②それを求める世論、負担を引き受ける合意(十分条件)
  - ③これらを喚起・調達することを組み込んだ家族サポートシステムの構築(必要十分条件)
- ・この4種を実現するための政策と施策の転換(Transformation)を求める構想の必要性の自 覚(志し)がなければ、ヤングケアラー支援施策においても、児童虐待、DV、ストーカー、 GIGA スクール、1人1台配布、包括支援システムと同じ運命がまっていないか。

## ★より心配なのは、負担をかけられる既存制度の機能を阻害すること。

- ・小中高の教師にヤングケアラーとされる児童生徒のサポートを、との要請があるが
- ・家庭訪問もできない公立小学校、中学受験で旧来の小学校教育が出来なくなっている
- ・教科担任制で学力重視と選抜制度の強化と学力格差批判に応じる中学教員の現実
- ・広域学区から通学する高校生の家庭の事情への責任を高校教員が担うことは不可能
- school social worker に家庭の問題を解決する権限、能力、報酬は組み込まれていない
- 児童相談所に新たな仕事をする余裕はないはず
- ・もし家庭に入るなら家族内ケアを虐待とみなすことになる
- ・中学生は家族と親の問題を虐待とみなすことになる
- ・代替システムなく、サポートをすればするほど、子どもを追い詰めることになる
- ・兄弟姉妹の多さが問題になった戦後の家族計画(堕胎推奨)とつながる
- ・母親と女性の就労、離婚、ひとり親への意図せざる哀れみ、忌避、蔑み・・・
- 母となることへの不安、恐れ、忌避⇒結婚への動機付け、あこがれの喪失
- ・兄弟姉妹への負担を強いる障がいを持つ子どもの家族への圧力
- ・モデル家族から外れる家族構成、就労環境、生活様式を不正常(アブノーマル)な家庭のみなす家族観、子ども観、保護者観の醸成につながらないか
- ・子どもたちの心の闇と共振する差別(いじめ)の土壌にならないか・・・

## ○希望がないわけではない➡子どもを公的財とみなす社会への転換の契機との意味付け

- ★もう一つの介護・看護システムとしての家族内ケアの産業化
- ★子どもの存在の社会化・・・家の子➡国の子➡社会の子
- ★公的支援を保護者ではなく子どもひとり一人に等しく行使する
- ★少なくとも、さまざまな社会的サポートに携わるグループ、NPO、社会団体などへの公的財の投入と社会的称賛の契機となっていることは認めたいが・・・
- 「2. 問題解決への歩みは」の「1) 2022 年度 厚生労働省による支援体制事業」に紹介した 2022 年度の下記⑨は「児童虐待・DV 対策等総合支援事業」であることに違和感を禁じ得ない ヤングケアラーを児童虐待とみなすなら、当該者との相談事ではなく、公的施設に保護し、介護、看護、世話をする人の手配こそ急務のはずだが・・・。
  - ⑨2022 年度ヤングケアラー支援体制強化事業の概要

(ヤングケアラー実態調査・研修推進事業)

令和4年度予算:212 億円の内数(児童虐待・DV 対策等総合支援事業)